

檀原市ふるさと納税払いチョイス Pay 加盟店ガイドラインについて

(株)トラストバンク チョイス Pay チーム
檀原市 地域振興課

【加盟店に登録いただける事業者】

檀原市ふるさと納税払いチョイス Pay（以下「チョイス Pay」といいます。）は、市内で生産された商品や飲食、宿泊、その他サービスを提供する店舗が対象となります。ただし、チョイス Pay はふるさと納税の返礼品の一部であるので、加盟店で受けるサービスや商品もふるさと納税の地場産品基準を遵守いただくことになります。

▼ふるさと納税の地場産品基準（以下抜粋）

※以下のいずれかに該当すること。

- 一. 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二. 当該地方団体の区域内において返礼品等の 原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三. 当該地方団体の区域内において返礼品等の 製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 四. 返礼品等を提供する市区町村の 区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五. 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、 形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六. 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 七. 当該地方団体の区域内において 提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 八. 次のいずれかに該当する返礼品等であること。

イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

- ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
 - ハ. 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において 地域資源として相当程度認識されているもの 及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 九. 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

【加盟店に登録できない場合】

チョイス Pay を利用して交換するサービスや品はふるさと納税の返礼品の一部であるので、地場産品基準に適合する商品やサービス（以下、「地場産品」といいます。）になります。チョイス Pay は品単位で利用の制限ができないことから、加盟店自身が「地場産品」にそぐわない商品やサービスを提供している場合は加盟店とすることはできません。また、地場産品に加え、以下の項目に該当する場合は総務省からの指導により加盟店への登録をお断りしております。

1. 店舗の商品構成が地場産品以外の物が過半数を占め、運用上、地場産品のみを対象とすることが難しいと予想される店舗（ただし、運用上チョイス Pay の利用を地場産品のみ絞ることが可能な場合を除く）
2. 役務を提供するサービス事業者のうち、全国共通のサービス並びにメニューのみを提供するナショナルチェーン店と判断される店舗
3. 処方箋薬局などを含む店舗
4. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団等との関係性がある店舗
5. 橿原市での市税を滞納している店舗
6. その他加盟店規約・システム利用規約に記載された事項を遵守いただけない店舗

令和 3 年 9 月 1 日作成

令和 4 年 2 月 25 日改定

※令和 4 年 9 月 1 日から「ふるさと納税払いチョイス Pay」に名称変更